

常総市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成22年11月10日に提出された常総市職員措置請求の監査結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成23年1月6日

常総市監査委員 北村 栄子

常総市監査委員 岡野 政美

## 常総市職員措置請求の監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

職業 (省略)

#### 2 請求書の提出

請求書は、平成22年11月10日に提出され、同日受け付けた。

#### 3 措置請求の要旨

常総市は、平成21年4月2日に団体A及び社団法人Bと「常総市市民討議会2009の実施に関する協定」を締結し、この協定書に基づいて、常総市が110,668円、団体Aと社団法人Bが各々110,666円の負担金を支払った。

一方、常総市は、平成21年5月1日に団体Aと「市民コミュニティ支援事業委託契約」を締結し、同事業を委託した。この契約書に基づいて、常総市が団体Aに対して委託料を支払っているが、この委託料の8月分の中に、事業費として市民討議会分の110,666円が含まれている。

このことは、団体Aは協定書に反して負担金を一切負担せず、常総市に負担させていることから違法行為であり、常総市は損害を被った。

また、委託料の8月分の中の8月20日から8月27日の間の支出(印鑑代)は、常総市が負担することが不当な支出であることから、常総市は損害を被った。

したがって、これらの常総市が支払った分に利息分も付けて、常総市に返還させることを求める。

さらに、同様に、社団法人Bに対する常総市の支出についても、協定書に反して負担金を負担している場合は、常総市に返還させることを求める。

#### 4 請求の要件審査

本件措置請求は下記の理由により不適法と認めるので、却下する。

却下の理由

- (1) 普通地方公共団体の住民が住民監査請求を請求するに当たっては、地方自治法第242条第2項により、「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

そして、本件措置請求にかかる支出は、後述のように平成21年9月15日に行われたものであり、請求人による本件措置請求は、当該支出行為から1年

経過後に為されたものであることは明らかである。したがって、請求人に「正当な理由」がない限り、本件措置請求は不適法である。

このただし書きにいう「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解されている（昭和63年4月22日最高裁判所判決，平成14年9月12日最高裁判所判決参照）。

(2) この点を本件請求についてみると、次のとおりである。

「市民コミュニティ支援事業」は、国の緊急雇用対策による「ふるさと雇用再生特別基金」の補助事業であり、市民協働のまちづくりの推進を目的とした平成21年度から平成23年度までの3ヵ年継続事業である。

平成21年度の事業として、平成21年5月1日、常総市長と団体Aは委託契約を締結している。

平成21年度常総市一般会計補正予算（第1号）については、平成21年3月23日の議員全員協議会で、事業の必要性、妥当性等報告し、平成21年4月1日専決処分、予算に計上され、同年5月14日開催の臨時議会で承認されている。

市民コミュニティ支援事業委託料の8月分404,223円は、会計管理者が市長からの支出命令に基づき平成21年9月15日に市長から団体Aに2款総務費，1項総務管理費，6目企画費，13節委託料から支出している。この中に市民討議会分の110,666円，印鑑代金8,863円が含まれている。

一方、「市民討議会2009」については、平成21年7月号の広報常総で市民討議会の特徴、今後の日程等をお知らせして、市民を無作為に抽出し、参加を希望する市民の方々に集まっていただき、9月27日に「常総市民会館」で開催された。また、その結果を「市民提言」としてまとめ、11月8日に市民討議会報告会を開催し、市に提出した。請求人もこの「市民討議会2009」と「市民討議会報告会」に参加している。

さて、請求人が本件措置請求にかかる行為の存在又は内容を知ることができたと解される時点について検討するに、請求人は、平成21年11月8日の市民討議会の報告会に参加し、配布資料を受領し、「常総市市民討議会2009」の全般的な報告を受けている。報告会の配布資料である「市民討議会2009報告書」の9頁から11頁までは、「常総市市民討議会2009の実施に関する協定書」が資料として添付されており、そこには社団法人B及び団体Aが、それぞれ討議会の経費を負担することが記載されている。また、請求人は、常総市に対して、平成22年4月26日に「市民コミュニティ支援事業」に対する情報公開請求を行い、同年5月11日に市民討議会実行委員会からの平成21年度負担金の納入依頼書，団体A21年度帳簿，市民コミュニティ支援事業委託契約書，平成21年度ふるさと雇用再生特別基金事業実績報告書等の写しを

入手している。上記文書の性質上、請求人による上記情報公開請求は、常総市と団体Aとの間の収支について調査する目的で行われたものと認められる。

以上のことから、請求人は、遅くとも、平成22年5月11日ころには、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解される。ところが、請求人は、このころから約6か月を経過した平成22年11月10日に請求しており、相当な期間内に監査請求をしたとは解せないことから、地方自治法第242条第2項のただし書きにいう「正当な理由」がないものと判断する。

(3) 社団法人Bへの支出についての監査請求については、以下のとおり、請求の特定を欠くため不適法と認める。

住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

これを本件について見るに、請求人は、監査の対象として、支出年月日、支出金額、支出の原因行為又は名目等を特定せず、請求人自身、市から社団法人Bへの支出行為があったか否かを知らないまま事実調査を目的として本件監査請求を行い、しかも地方自治法第242条第1項に定める事実証明文書も一切添付していないのだから、監査請求対象についての特定性を欠くものといわねばならない。

以上により、社団法人Bへの支出行為に関する監査請求は請求対象の特定を欠き、不適法と認める。